



犯罪により被害を受けた方へ…



加古川市



犯罪被害者一人ひとりに寄り添った きめ細やかな支援を行います

犯罪被害者等 支援条例の 基本理念

犯罪被害者等への支援は

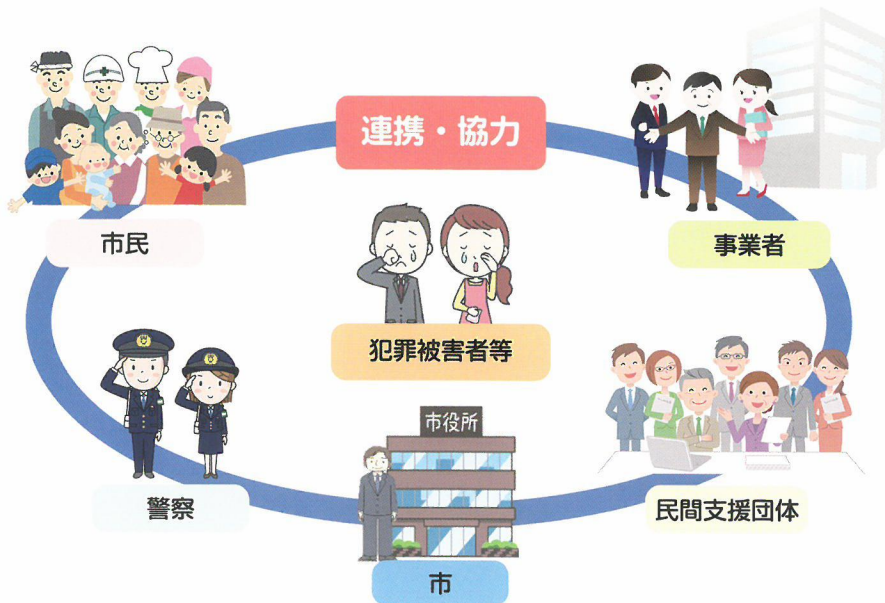
- ①被害者の視点に立ち、適切に途切れなく行います。
- ②二次的被害を生じさせないように行います。
- ③被害者の個人情報取り扱いに最大限配慮して行います。

市の責務

- ①支援のための施策を策定・実施します。
- ②警察などの関係機関と連携・協力します。

市民及び 事業者の責務

- ①市民および事業者は、市や関係機関が行う支援に協力するほか、被害者を地域で支え合うことの重要性を理解し、二次的被害を生じさせないように配慮します。
- ②犯罪被害者等を雇用する事業者は就労や勤務について十分に配慮します。



主な支援内容

●相談及び情報の提供

ワンストップ窓口を設置し、犯罪被害者等が抱える様々な問題について相談に応じます。また、必要な情報の提供を行います。

●支援金の支給

一時的な生活資金として支援金を支給します。

遺族支援金 30万円

重傷病支援金 10万円

※重傷病とは、療養に1ヶ月以上の期間を要する負傷又は疾病のことをいいます。

●日常生活の支援

家事援助（調理、洗濯等）や一時保育にかかる費用を助成します。

家事援助の助成 1時間あたり上限2,500円（48時間以内）

一時保育の助成 子ども1人につき、1日あたり上限3,000円（6日以内）

●住居の安定

犯罪等の被害により住んでいた家に引き続き住むことが困難となった場合、新たに入居する賃貸住宅の家賃や転居にかかる費用を助成します。また、市営住宅への入居を希望される方には、特別の配慮を行います。

家賃の助成 月額家賃の1/2（上限30,000円）（6月以内）

転居の助成 上限180,000円



●市民及び事業者の理解の促進

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等を支え合う地域社会の重要性について、市民や事業者の理解を深めるため、広報や啓発を行います。



ひとりで悩まずにご相談ください

主な相談窓口

加古川市犯罪被害者等相談窓口（加古川市生活安全課内）

☎ **079-427-9120**

相談日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

相談時間 8:30～17:15

兵庫県警察本部被害者支援室（サポートセンター）

☎ **0120-338-274**

相談日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

相談時間 9:00～17:45

加古川警察署警務課

☎ **079-427-0110**

相談日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

相談時間 9:00～17:45

公益社団法人ひょうご被害者支援センター

☎ **078-367-7833**

相談日 火・水・金・土（祝日・8/12～16及び12/28～1/4を除く）

相談時間 10:00～16:00

ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」

☎ **078-367-7874**

相談日 月・火・水・金・土（祝日・8/12～16及び12/28～1/4を除く）

相談時間 10:00～16:00

お問い合わせ先

加古川市役所 生活安全課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000

TEL : 079-427-9120

